平成２７年（フ）第３５５号
北海道千歳市富丘４丁目17番２号　レオパレスノースヒルＡ107号
破産者　古家　大輔
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９４号
仙台市青葉区西勝山12番15号　横田荘101
破産者　石河　圭一
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５７号
秋田県南秋田郡五城目町字羽黒前108番地８、住民票上の住所秋田県南秋田郡五城目町字石田六ケ村堰添１番地54
破産者　荒川正比古
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３６３号
さいたま市北区日進町１丁目738番地１
破産者　岩佐　浩二
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５３５号
静岡市清水区下清水町５番２号、旧住所静岡市清水区小芝町１番９－202号　リ・エンブル清水
破産者　馬渕　　晋
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５０号
静岡市葵区平野463番地、旧住所静岡市葵区南安倍１丁目11番８－306号
破産者　大村　謙友
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１０号
愛知県豊橋市旭町84番地
破産者　小林　義延
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３５５号
大阪府四條畷市蔀屋本町１番14号
破産者　東興産こと　村上　芳一
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７２５号
奈良市大安寺７丁目６番16－403号
破産者　山岡也州徳
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７３７号
大阪市西区境川１丁目２番48号　ＭＫビル401
破産者　萬代　政勝
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３５０号
大阪市福島区福島６丁目16番９－801号
破産者　大丸　和輝
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７６３号
大阪市浪速区大国３丁目７－11－604号室、住民票上の住所兵庫県宝塚市中山台１丁目22番３号
破産者　川崎　正仁
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５３６号
大阪府枚方市西船橋２丁目２番３－202号、開始決定時大阪市西区江戸堀１丁目18－21グレース肥後橋503
破産者　田口　昌夫
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３８９号
大阪市淀川区西三国１丁目17番11号　中マンション301号
破産者　齋藤　　良
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５２６号
大阪府茨木市豊川２丁目５番22号　プラザワイズ211号
破産者　佐藤　弘樹
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８９３号
大阪市東住吉区鷹合１丁目７番21号　エルムハウス鷹合203号
破産者　**德**澤　太一
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９３８号
大阪市阿倍野区阿倍野元町９番19号　王子ロイヤルハイツ201号
破産者　原　　貴司
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０９４号
大阪府茨木市丑寅２丁目７番９号　第三信和荘202号
破産者　松坂　充能
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部